

利用料金一覧（久宝寺緑地）

区分				単位	金額(円)	
				※ [] は条例の単位	※ [] は条例の金額	
野球場	本体設備	野球に使用する場合	土曜日、日曜日 又は休日	1面1時間 [1面1時間]	4,280 [4,280]	使用者が入場料を徴収する場合 入場料総額の5パーセントに相当する額。ただし、その額が当該単位ごとの金額又はその合計額に満たない場合は、当該単位ごとの金額又はその合計額とする。
			その他の日		3,570 [3,570]	
			野球以外に使用する場合	土曜日、日曜日 又は休日	1面4時間 [1面1時間]	
		その他の日		25,680 [14,260]		
	附帯設備		ロッカー、シャワー及び選手控室	1回 [1回]	1,790 [1,790]	
			放送設備	1式 [1式]	2,320 [2,320]	
		スコアボード		1,050 [1,050]		
軟式野球場	野球に使用する場合	土曜日、日曜日 又は休日	1面1時間 [1面1時間]	2,020 [2,020]	使用者が入場料を徴収する場合 入場料総額の5パーセントに相当する額。ただし、その額が当該単位ごとの金額又はその合計額に満たない場合は、当該単位ごとの金額又はその合計額とする。	
		その他の日		1,690 [1,690]		
	野球以外に使用する場合	土曜日、日曜日 又は休日	AB両面4時間 [1面1時間]	24,240 [8,070]		
		その他の日		24,240 [6,730]		
テニスコート	テニスに使用する場合	土曜日、日曜日 又は休日	1面1時間 [1面1時間]	1,270 [1,270]	使用者が入場料を徴収する場合 入場料総額の5パーセントに相当する額。ただし、その額が当該単位ごとの金額又はその合計額に満たない場合は、当該単位ごとの金額又はその合計額とする。	
		その他の日		1,050 [1,050]		
	テニス以外に使用する場合	土曜日、日曜日 又は休日	2面2時間 [1面1時間]	7,620 [5,060]		
		その他の日		7,620 [4,200]		
プール	一般使用	個人	大人1人1回 [1人1回]	850 [850]	・「大人」とは、乳幼児並びに小学生、中学生及びこれらに準ずる者以外の者をいう。 ・「中学生」とは、中学生及びこれに準ずる者をいう。 ・「小人」とは、4歳以上の幼児並びに	
			中学生1人1回	430		
			小人1人1回	220		
		団体(30人以上)	大人1人1回	600		
			中学生1人1回	310		
			小人1人1回	160		
	専用使用	5メートルプール	スポーツに使用する	土曜日、日曜日又は休日	1面1日 [1面1日]	43,270 [43,270]

		場合	その他の日		36,050 [36,050]	小学生及びこれに準ずる者をいう。
		スポーツ以外に使用する場合	土曜日、日曜日又は休日		64,910 [173,070]	
			その他の日		64,910 [144,190]	
	25メートルプール	スポーツに使用する場合	土曜日、日曜日又は休日		21,800 [21,800]	
			その他の日		18,130 [18,130]	
		スポーツ以外に使用する場合	土曜日、日曜日又は休日	1面1日 [1面1日]	32,700 [87,190]	
			その他の日		32,700 [72,500]	
回数券によりプールを利用する場合の回数券の区分及びその額は、次のとおりとする。						
		大人830円×6回分			4,250	
		中学生420円×6回分			2,150	
		小人210円×6回分			1,100	
陸上競技場	本体設備	練習に使用する場合		1人2時間 [1人2時間]	160 [160]	
		競技又は球技に使用する場合	土曜日、日曜日又は休日	1面1時間 [1面1時間]	3,780 [3,780]	
			その他の場合		3,150 [3,150]	
		競技又は球技以外に使用する場合	土曜日、日曜日又は休日	1面2時間 [1面1時間]	22,680 [15,120]	
その他の場合			22,680 [12,590]			
	附帯設備	放送設備		1式 [1式]	2,320 [2,320]	

区分		金額(円) ※ [] は条例の金額						
駐車場	大型車	駐車時間が、4時間以内の場合は1,050円、4時間を超え24時間以内の場合は2,100円 [駐車時間が、4時間以内の場合は1,050円、4時間を超え24時間以内の場合は2,100円]	・「大型車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車のうち乗車定員11人以上のもの及び同条に規定する大型特殊自動車をいう。 ・被けん引自動車は、一の自動車とする。 ・駐車場の利用については、駐車時間が24時間を超える場合は、24時間を超える部分24時間までごとに新たな利用とみなす。					
	その他のもの	駐車時間が、1時間以内の場合は390円、1時間を超え10時間以内の場合は390円に1時間を超える部分1時間までごとに120円を加算した額、10時間を超え24時間以内の場合は1,370円 [駐車時間が、1時間以内の場合は390円、1時間を超え10時間以内の場合は390円に1時間を超える部分1時間までごとに120円を加算した額、10時間を超え24時間以内の場合は1,610円]						
	プリペイドカードにより駐車場を利用する場合のプリペイドカード及びその額は、次のとおりとする。							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,500円分</td> <td>1枚</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額(円)	5,500円分	1枚	5,000
区分	単位	金額(円)						
5,500円分	1枚	5,000						
スポーツ施設(軟式野球場・陸上競技場)利用者特典 平日限定 オーパス利用者本人に限り2時間以上利用で1時間無料								
【備考】 ・期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。 ・「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。								